

○高知県警察教養施行規程

平成13年 7月 6日

高知県警察本部訓令第 8号

改正 平成18年 2月16日高知県警察本部訓令第 1号

平成19年 2月20日高知県警察本部訓令第 2号

平成24年 3月23日高知県警察本部訓令第 2号

平成26年 3月17日高知県警察本部訓令第 9号

平成27年 3月26日高知県警察本部訓令第 9号

平成29年 8月30日高知県警察本部訓令第30号

平成31年 3月27日高知県警察本部訓令第11号

高知県警察教養施行規程(昭和33年10月本部訓令第22号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 職場教養(第 6 条—第13条)

第 3 章 学校教養(第14条—第18条)

付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高知県警察教養施行規則(平成13年 7月高知県公安委員会規則第 7号)第 2条の規定に基づき、職員に対する警察教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成26年本部訓令第 9号〕

(警察教養の実施)

第 2 条 警察教養は、警察学校その他の教育訓練施設における警察教養(以下「学校教養」という。)及び職場における警察教養(以下「職場教養」という。)のそれぞれの特性を生かし、かつ、両者を適切に関連付け、全体として計画的に実施するものとする。

(職員の心構え)

第 3 条 職員は、学校教養及び職場教養を通じて、職務倫理を保持して適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

(教養実施の責務)

第 4 条 警務部長及び人材育成課長は、常に県本部の部課長と連携を図り、警察教養を総合的、かつ、効果的に行わなければならない。

2 県本部の部課長は、主管業務について警察教養が適切、かつ、効果的に行われるように努めなければならない。

3 所属長は、所属職員に職務倫理を保持させ、職務を適正に遂行する能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じた職場教養を自ら適切、かつ、効果的に行わなければならない。

一部改正〔平成27年本部訓令 9号・31年11号〕

(教養重点及び教養実施計画)

第5条 職員の効果的な警察教養の実施に資するため、毎年度、教養の重点及び教養実施計画を示すものとする。

第2章 職場教養

(職場教養推進責任者等)

第6条 職場教養を適切かつ効果的に推進するため所属に職場教養推進責任者及び副責任者を、署には職場教養担任者を置く。

2 職場教養推進責任者は所属長、副責任者は次長(次長が二人の所属は、次長(第一)の職にある者とする。)又は副署長とする。

3 職場教養担任者は署の課長とする。

一部改正〔平成19年本部訓令 2号・24年2号〕

(各種研修会等)

第7条 職員の知識、能力を向上させるため、幹部研修会、実務研修会及びその他の研修会を行うものとする。

2 幹部研修会は、各級幹部の責任と役割を自覚させ、かつ、管理能力及び実務能力を向上させるために行う。

3 実務研修会は、各種研修会及び各種実戦塾とし職員の実務能力を向上させるために行う。

4 その他の研修会は、部外講師による講演会など、職員の自己啓発の促進、人格の陶冶等に資するために行う。

一部改正〔平成26年本部訓令 9号〕

(巡回指導)

第8条 部課長は、主管業務の円滑な運営と実務の向上を図るため必要があるときは署の巡回指導を行うものとする。

(教養資料)

第9条 部課長は、職員の実務能力向上のため、随時適切な教養資料を作成配布するように努めなければならない。

(署定例研修日)

第10条 署長は毎月1回、定例研修日を設けて署員に対して必要な職場教養を行うものとする。

2 署長は前項の教養を行ったときは、別記第1号様式の「定例研修日実施結果」

に所要の事項を記載しておかなければならない。

(職場指導)

第11条 所属長は、職員に対する個人指導(以下「職場指導」という。)を自ら行い、又は所属職員のうち指定する者にこれを行わせるものとする。

2 職場指導の具体的な要領については、別に定めるものとする。

(職場実習)

第12条 署長は、初任科課程を修了して新たに配置された巡査に対し、地域警察官として必要な知識及び技能を修得させるため職場実習を実施しなければならない。

2 職場実習の効果的な推進を図るため、署長及び警察学校長(以下「学校長」という。)は、相互に緊密な連携を保たなければならない。

3 職場実習の具体的な要領については、別に定めるものとする。

(実戦実習)

第12条の2 署長は、初任補修科課程を修了した巡査に対して、採用時教養修了後の本格的実務への移行に対応し得るだけの能力を修得させるため実戦実習を実施しなければならない。

2 実戦実習の効果的な推進を図るため、署長及び学校長は、相互に緊密な連携を保たなければならない。

3 実戦実習の具体的な要領については、別に定めるものとする。

追加〔平成18年本部訓令1号〕

(報告)

第13条 所属長は、職場教養の実施状況について、別記第2号様式の「職場教養推進状況報告書」により、四半期ごと本部長に報告するものとする。

第3章 学校教養

旧4章を繰上〔平成26年本部訓令9号〕

(県警察学校の課程)

第14条 県警察学校においては、次の各号に掲げる課程を行うものとする。

(1) 新たに巡査として採用された警察官にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための「初任科」及び「初任補修科」の課程

(2) 新たに採用された一般職員(巡査相当職にある者に限る。)にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための「一般職員初任科」の課程

(3) 巡査部長若しくは警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官(管区学校に入校する者を除く。)にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための「巡査部長任用科」及び「警部補任用科」の課程

(4) 警部補以下の階級にある警察官及び警部補相当職以下の職にある一般職員に特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための「専科」の課程

(5) その他、本部長が必要と認めた課程

一部改正〔平成18年本部訓令1号〕、旧19条を繰上〔平成26年本部訓令9号〕

(教授内容の策定)

第15条 学校長、人材育成課長及び専科課程を主管する県本部の課長は、各課程の教養を実施するときは、教授細目を定め、本部長の承認を受けなければならない。

旧20条を繰上〔平成26年本部訓令9号〕、一部改正〔平成27年本部訓令9号・31年11号〕

(委託教養)

第16条 本部長は、職員に対して特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために必要があると認めるときは、部外の教育訓練施設に委託して教養を行うことができる。

旧21条を繰上〔平成26年本部訓令9号〕

(報告及び通知)

第17条 学校長及び人材育成課長は、学校教養の課程が修了したときは、実施概況及び卒業(修了)成績を本部長に報告するとともに、関係所属長に通知しなければならない。ただし、短期間の教養で試験を行わなかったときは、省略するものとする。

2 学校長及び人材育成課長は、卒業(修了)生名簿及び学籍簿(卒業成績)を保管しなければならない。

旧22条を繰上〔平成26年本部訓令9号〕、一部改正〔平成27年本部訓令9号・31年11号〕

(人事管理システムの更新)

第18条 人材育成課長は、学校教養を修了した職員については、高知県警察統合情報通信ネットワークによる高知県警察人事管理システムにより管理されている教養研修記録を更新しなければならない。

旧23条を繰上〔平成26年本部訓令9号〕、一部改正〔平成27年本部訓令9号・31年11号〕

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年7月6日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 高知県警察教養施行規程(昭和33年10月本部訓令第22号)は廃止する。

附 則(平成18年2月16日高知県警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成18年2月16日から施行する。

附 則(平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成24年3月23日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年8月30日高知県警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(別記様式省略)